

## 私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会メーリングリスト運用に係る申し合せ

### 1. 目的

この申し合せは、私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会（以下「協議会」という。）の諸活動に関わる様々な連絡・調整をメーリングリスト（以下「ML」という。）により迅速に行うことを目的として定める。

### 2. 管理・運用

ML の管理・運用は協議会理事校が担当する。ML への配信は原則として理事校が内容を確認した上で行う。理事校だけでは判断が困難な場合、運営委員会で協議する。

### 3. 利用基準

ML の利用基準は以下の通りとする

- (1) 協議会の目的に合致していること
- (2) 加盟館の活動や利益に関連していること
- (3) 非営利的な内容であること
- (4) 加盟館の教育・研究活動の発展に寄与すること

### 4. ML で共有される情報の具体例

- (1) 協議会等全般に関わる情報及び対外関係活動の一環としての情報
- (2) 協議会等の研究会活動及び相互利用活動に関する情報
- (3) 協議会等加盟館からの情報
- (4) その他理事校が必要と認める情報

### 5. ML 設定

ML は、私立大学図書館協会の「構成員用メーリングリストサービス」を利用して設ける。

- (1) アドレス [hanshin-ml@jaspul.org](mailto:hanshin-ml@jaspul.org)
- (2) メンバー 協議会加盟館

阪神地区協議会相互利用担当者連絡会 ML ([hs-ill-ml@jaspul.org](mailto:hs-ill-ml@jaspul.org)) は、主として阪神地区協議会加盟館の相互利用に関する事項、相互利用に関連する業務やシステムに関する事項、相互利用担当者連絡会の関連事項を配信していた。現在は休止中であるが、将来的な再開の可能性を考慮し、ここに記録する。

### 6. 登録内容変更

協議会加盟館は、ML の登録内容に変更が生じた場合、速やかに協議会理事校に連絡するものとする。理事校は、加盟館からの変更依頼により、管理する ML への新規登録、変更、削除等の保守作業を行う。

## 7. 新規 ML の設置

協議会の下部組織等で新たに ML を設ける場合は、協議会運営委員会で可否を検討する。

## 8. 違反時の対応

本申し合せに違反した場合、理事校はその ML の使用を停止する等の必要な措置を講じるものとする。

## 9. 一般的な注意事項

### (1) 送信内容の吟味

ML への送信内容は十分に吟味し、不必要なメールや不明瞭な情報の投稿を避けること。

### (2) 大容量ファイルの取り扱い

大容量ファイルの送信は避けること。やむを得ず大容量ファイルの配信が必要な場合は、事前に理事校に相談し、適切な送信方法を検討すること。

## 10. 見直し

本申し合せは、必要に応じて見直しを行い、改定できるものとする。

(1) この申し合せは、2004年2月23日より実施する。

(2) この申し合せは、2015年4月1日より改定施行する。

(3) この申し合せは、2025年2月21日より改定施行する。